

船舶事故調査報告書

平成29年8月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年4月5日 16時00分ごろ
発生場所	東京都江戸川区葛西臨海公園南方沖三枚洲 15号地南信号所から真方位047° 1.7海里付近 (概位 北緯35° 38.0′ 東経139° 51.6′)
事故の概要	プレジャーボートMAGNIFIQUEは、東北東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年4月17日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート MAGNIFIQUE、3.2トン
船舶番号、船舶所有者等	235-48967東京、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼に欠損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約7～8m/s、視界 良好 海象：波高 約1.0m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、荒川河口付近を上流に向かって航行中、風浪が強くなって操縦室前面の窓に波をかぶる状況となった。</p> <p>本船は、船長が、前方の見通しが悪くなったので、窓から顔を出して葛西臨海公園の観覧車を船首目標として右舵を取り、東北東進していたところ、三枚洲の浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船は、GPSプロッターが搭載されていたものの、バッテリーの過放電により、同プロッターを使用できなくなり、船長が目視のみで見張りを行っていた。</p> <p>船長は、三枚洲の存在を知っていたが、その拡張状況を把握していなかった。</p>
分析	本船は、バッテリーの過放電によりGPSプロッターを使用できない状況下、船長が、三枚洲の拡張状況を把握していなかったことから、三枚洲を航行し、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、バッテリーの過放電によりGPSプロッターを使用できない状況下、船長が、三枚洲の拡張状況を把握していなかったため、三枚洲を航行し、本船が浅所に乗り揚げたものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に航行する海域の水路調査を行うこと。 ・バッテリーは、出港前に電圧や液量を確認し、必要があれば充電し

	ておくこと。
--	--------